

特記仕様書(1)

工事番号	流29桂川右岸防災安全(雨水)第6000の51号の1の1
工事名	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事(呑龍ポンプ場土木)
工事場所	長岡京市勝竜寺樋ノ口地内
工期	平成32年8月31日限り

第1条 (総則)

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(案)(平成29年9月)」、(以下「共通仕様書」という。)、「土木構造物標準設計」(国土交通省)、「土木工事標準設計図集」(近畿地方整備局)、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(平成29年9月)」、「ニューマチックケーソン工法施工マニュアル(日本圧気技術協会)(平成14年9月)」によるものとするが、特に定めのない事項については、「下水道土木工事必携(案)(公益社団法人日本下水道協会)(2014年版)」によるものとする。

第2条 (適用範囲)

本特記仕様書は、長岡京市勝竜寺樋ノ口地内(洛西浄化センター内)で行う桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事(呑龍ポンプ場)における土木工事に適用する。

第3条 (標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

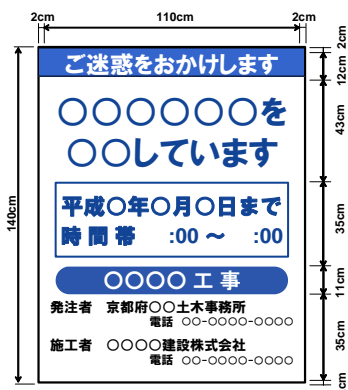
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：浸水を防止する施設(ポンプ場)をつくっています。

工事種別：下水道工事

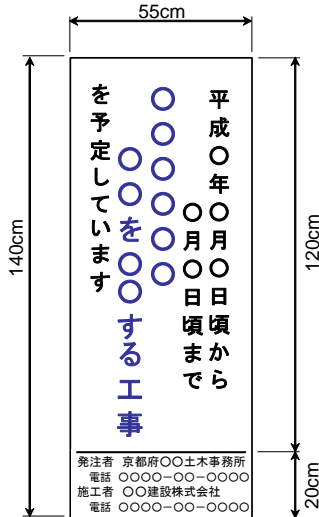
(標示板の記載例)

[工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「OO工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・ 「OOをしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 線の余白は2cm。緑線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃まで」、「〇〇〇を〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

第4条（フレックス工期による契約方式の試行工事）

- （1）本工事は、契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の試行工事」である。
- （2）契約日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- （3）契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- （4）フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は受注者の負担とする。

第5条（技術提案の履行）

- （1）総合評価競争入札の工事の場合、受注者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。
- （2）受注者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- （3）受注者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。

第6条（府内資材の調達について）

- （1）総合評価競争入札の工事の場合、受注者は府内調達すると記載した資材について、府内調達し

たことを証する伝票等と実績報告書を提出しなければならない。

- (2) 受注者の責めにより府内調達すると記載した資材が府内調達できなかつた場合、または、府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

第7条（施工体制台帳）

- (1) 受注者は、請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。
- また、最終下請契約書等の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものとして取り扱うものとする。

第8条（府内資材の調達）

受注者は、地域経済の活性化を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。やむを得ず府外事業者から資材調達する場合には、別紙様式（府内資材選定困難理由書）を提出すること。

※府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内の工場等で製造・加工されたもの又は、府内に本店、支店等がある事業者から調達したものをいう。

第9条（工事用地）

本工事の工事用地は、現在、桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水南幹線管渠工事）にて使用中であるため、本工事の現場着手の際は、同工事の受注者と相互調整を行うこと。

第10条（主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間）

- (1) 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

- (2) 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

第11条（関連工事の調整）

本工事と洛西浄化センター内の他工事等について、相互連絡調整を密にするとともに、月1回（第1水曜日）開催する洛西浄化センター安全協議会に出席すること。

呑龍ポンプ場の北側に位置する立坑を使用する別工事の発注を本工事の工期中に予定しているため、立坑付近の仮設等用地の使用範囲は最小限とし、使用の際は発注者の承諾を得ること。

また、呑龍ポンプ場（建築、機械、電気）の工事発注を本工事の工期中に予定しているため、それら工事の受注者と適宜調整を行い、相互の工事の円滑化を図ること。

第12条（低入札価格調査を経て契約した工事）

低入札価格調査を経て契約した工事については、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について（平成22年1月27日）」により運用するものとし、受注者は以下によらなければならない。

- (1) 請負代金内訳書、工程表、施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図、建設業退職金共済制度掛金収納書及び現場代理人等（変更）通知書（以下「施工計画書等」という。）の提出に当たり、低入札価格調査時に提出された資料（以下「調査資料」という。）の内容と相違する場合は、変更した内容及び理由を記載した書面を提出すること。

なお、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」別表1の「添付資料」欄で提出を必要としている項目について、変更が生じた場合は、

その都度速やかに調査資料と同等の資料を監督職員に提出すること。

また、施工計画書等を変更する場合も同様とする。

- (2) 低入札契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、随時検査及び完成検査において、建設工事に係る下請請負代金支払状況報告書を提出するとともに、支払状況及び資材の調達状況等に関する書類を提示すること。

第13条（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属物の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊 (有筋)	乙訓郡大山崎町下植野 小字北牧方25番、25番 5 (株)環境整備ソリューションセンター	日曜・祭日を除く 毎日7時00分～17時		0.7km

第14条（建設発生残土の搬出）

- (1) 建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。

ただし、現在、他工事との現場間流用について調整中であるため、調整の結果、現場間流用が可能となった場合は、発生土の全て又は一部について処分先を変更するものとし、設計変更の対象とする。

- (2) 前条に関しての受け入れ条件は、下記のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

- 1) 受入不適なもの
30cm以上の岩
- 2) 受入期間
平日8時30分～17時 土曜日8時30分～17時（日祝は不可）

建設発生土	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
建設発生土	京都府城陽市寺田水度坂130番地 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社	日曜・祭日を除く 上記の時間	事前分析検査	13.3km

第15条（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

第16条（段階確認）

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
矢板工	鋼矢板	打込時、打込完了時
ニューマチックケトン工	刃口金物据付工	工場製作品一式据付完了時
〃	鉄筋工	組立完了時
〃	コンクリート工	各ロット打設完了時
〃	沈下掘削	土質の変化した時
〃	地耐力試験	試験完了時

第17条（工場検査）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種において、工場検査を受けなければならない。

種別	細別	施工段階（検査時期）
工場製作工	<ul style="list-style-type: none"> ・刃口金物 ・斜鋼板 ・床鋼板 ・スラブシャフト ・止水鋼板 ・漏気回収装置 	製作完了時 (工場検査)

第18条（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

第19条（規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

第20条（コンクリートの単位水量測定）

測定は、「コンクリートの単位水量測定要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとする。

受注者は、コンクリートの単位水量試験を実施する場合、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。

また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

第21条（ひびわれ調査）

調査は、「ひび割れ調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとし、施工完了時（埋戻し前）に実施するものとする。

0. 2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。

受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

第22条（テストハンマーによる強度推定調査）

調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとする。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。

また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

第23条（工事現場の現場環境改善）

(1) 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。

(2) 現場環境改善（率分）の実施項目については、下表の中から原則として各計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択し、施工計画書に明記すること。

選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ電光式標識等）

(安全関係)	2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施を含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献 10. 工事仮囲への工事PR掲載、装飾等

(3) 現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を監督職員に提出すること。

第24条（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日改正、国土交通省告示）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。なお、本工事は昼夜間の工事のため、騒音振動を低減するよう対策・工夫するものとする。

第25条（環境等の保全）

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

(3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。また工事で発生（使用）した水は、ダンプトラックのタイヤの洗浄水や植栽への散水に使用する等、場外に放流する量を可能な限り少なくすること。

(4) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第26条（関係機関及び地域住民等との調整）

(1) 受注者は、工事着手前に関係機関や地域住民等に対し、工事の施工について周知、調整を行うものとし、その内容は監督職員の指示によるものとする。

(2) 受注者は、工事の施工に当たり地域住民等との間に紛争、苦情等が生じないよう努めるものとする。また、紛争、苦情等が生じた場合は受注者は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(3) 受注者は、近隣住民（場外運搬経路周辺住民も含む）に対し、騒音・振動及び飛砂・粉塵・泥土飛散等の影響による損害を与えないよう対策を施すこと。

第27条（公害及び環境対策）

(1) 本工事において公害を発生させないように対策を行うとともに、環境への影響が予測される場合は、必要な対策を実施しなければならない。本工事で使用する工法は、環境への影響が少な

い工法を使用するものとする。

- (2) 受注者は、近接する水処理施設等の公共地建物に対する工事の影響及び工事による騒音・振動を定期的に観測し、結果を取りまとめて監督員に報告すること。詳細な観測方法等は、監督員の指示によるものとする。

第28条 (地下水位)

工事施工箇所の地下水位はTP+10.9mとしている。受注者は掘削時に地下水位高を計測し確認を行い、監督職員に報告すること。また、地下水位に相違がある場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第29条 (安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第30条 (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、必要に応じて関係者と協議を行うものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成
洛西浄化センター東門	配置人数は、関係機関との協議による。	検定合格者以外 1,654名(昼)

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

第31条 (工事用道路)

本工事の用地は、洛西浄化センター場内であるため、工事用出入り口は、洛西浄化センター北東側の東門を使用すること。

また、全ての工事用車両の進入経路は、国道171号から府道奥海印寺納所線を経由し、右折により場内に進入すること。

第32条 (官公庁等への手続等)

施工に当たり官公庁等(労働基準監督署等)へ必要な届出を行うこと。

なお、発注者による届出に際しては、必要に応じて資料作成及び協議への出席を行うものとする。

第33条 (施工時間)

- (1) 施工時間は、下表工種以外は昼間施工とするが、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	名称	標準作業時間	備考
ニューマチックケーソン工	掘削沈下工	午前8時～午前2時	8時間(2交替)
〃	送気設備運転	午前8時～午前8時	12時間(2交替)

- (2) その他の騒音、振動等が発生する作業は、可能な限り、平日昼間に施工するものとする。
 なお、詳細については、施工計画書を作成の上、協議するものとする。

第34条（再生資材の利用）

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物の基礎	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- (1) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- (2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

第35条（品質証明等）

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
本体築造工（埋込管）	ダクト用鋳鉄管	別途指示

第36条（府内産木材の利用について）

(1) 府内産木材利用計画書の提出

本工事は京都府内産木材の利用を試行的に進める工事であり、受注者は府内産木材の利用について、別紙、「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

(2) 府内産木材の利用用途

受注者は、設計図書で指定する工事目的物以外の仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

ただし、設計図書で指定する工事目的物に府内産木材を利用する場合は、上記仮設資材等での府内産木材の利用を要しない。

(3) 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板（550×1,400サイズ）1枚に相当する量（0.02m³）以上を必要とする。

（府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。）

なお、府内産木材製の資材は、今回工事で新規に購入する物のほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

(4) 工事成績評定等

「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府森林組合連合会が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。

ただし、転用材の場合や、設計図書で指定する工事目的物でのみ府内産木材を利用する場合は加点対象としない。

(5) 参考

1) 府内産木材利用資材の製作・証明等

京都府森林組合連合会（075-841-1030）

2) 府内産木材の活用例

工事用看板（別添参考図参照）、型枠、仮設柵、測量杭、丁張り 等

第37条（流用土の利用）

本工事に使用する埋め戻し材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

第38条（購入土の利用）

セントルに使用する盛土材については、購入土を使用する予定である。

ただし、やむを得ない事情により購入土とし難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、購入土の使用に際しては、品質が適正なものであるか確認の上、使用するものとする。

（設計C B R 6 以上）

第39条（存置物）

場内にある仮囲い（高さ3m）、転落防止柵（高さ1.1m）、仮囲い門扉等については、次期工事で使用するため、現場に存置しておくこと。本工事の仮設に使用する場合は、必要な範囲で監督職員と協議の上、使用することができるものとする。

なお、本工事で使用する際は、定期的に点検し、必要に応じて整備すること。

第40条（コンクリートの養生）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとしての施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第41条（仮設計画）

施工に当たり仮設計画（配置計画、実施計画等）を提出すること。

第42条（見学会等への協力）

施工中に見学会（起工式、工事現場見学）等が開催される場合は、見学者対応、資料の作成等について協力すること。

第43条（関連機関との調整）

本工事箇所の一部は供用中の洛西浄化センター内での工事であり、施工に当たっては、運転管理に支障がないように、浄化センターとの相互連絡を密にして実施すること。

また、洛西浄化センター内で実施の他工事に対しても同様である。

第44条（漏気調査等）

- (1) ニューマチックケーソンの施工にあたっては、常に適切な圧気管理を行い、漏気(エアブロー)による周辺への影響を発生させないように努めなければならない。
- (2) 受注者はニューマチックケーソン施工に先立ち、酸素欠乏症防止規則第24、25条により、次の項目について調査計画を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 事前調査（井戸等調査A、B）は本工事に先行して別途実施する予定であるため、本工事では工事中調査及び事後調査（酸素欠乏調査）を行い、調査結果を監督員に報告すること。
また、調査により異常が認められたときは速やかに監督員に報告すること。
- (4) 調査地点数は、想定値であるため、事前調査の結果、井戸等調査地点数及び酸素欠乏調査実施数量に変更が生じた場合は、協議のうえ設計変更の対象とする。

酸素欠乏調査の時期	調査地点数（想定値）
圧気開始から1週間後	30箇所
圧気開始から1ヶ月後	
最大圧気に達した時	
圧気終了後	

第45条（電子納品の実施）

（1）本工事は、本府におけるCALIS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真及び書類等（図面については、試行とする）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)等、京都府電子納品実施マニュアル(案)（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い、京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

（2）電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

第46条（工事書類の簡素化）

（1）別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

（2）これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第47条（工事情報共有システムの利用）

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望し、発注者が承諾した場合は、システムを利用することが出来る。

（1）工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事履行報告書」とする。

（2）使用するシステムは、下記システム事業者の中から受注者が選択する。

（株）アイサス、（株）エー・シー・エス、川田テクノシステム（株）、（株）建設総合サービス、日本電気（株）、（株）ビーイング

※上記6社は、京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者である。

（3）システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。

（4）工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

（5）工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

特記仕様書（２）

1 ニューマチックケーソン工

1-1 ケーソン築造工

- (1) 刃口金物、斜鋼板及びブロー回収装置の製作にあたっては、製作図を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (2) セントルは、刃口及び作業室の天井スラブの全荷重を支持できる堅固なものとする。
- (3) 作業室の設備計画を作成し、その計画に基づきあらかじめ必要な金具等を設置すること。

1-2 掘削沈下

- (1) 掘削沈下にあたっては適切な圧気管理のもと水掘りを行うことを原則とし、漏気(エアブロー)による周辺への影響を発生させないように努めること。
- (2) 躯体の状況を常に把握し、沈設時の傾斜や平面偏位を低減すること。

1-3 沈下促進

- (1) 水荷重工に使用する水は、既設水処理施設の水槽内の貯留水を汲み上げ、施工後は再び水槽内に戻すことを想定している。施工にあたっては、配管経路等について関連工事と調整すること。
- (2) ベントナイト工の設備、配管は、ケーソン周辺に均等にいきわたるように確認の上、施工すること。

1-4 中埋コンクリート工

中埋コンクリート施工にあたっては、コンクリートを作業室のすみずみまで充填するために必要な措置及び確認方法について施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。

1-5 電力設備工

高圧受電設備等配置計画について、施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。

1-6 計測管理工

- (1) 受注者は、漏気発生の防止及び作業員の安全確保のため、情報化施工システムによる適切な計測管理を行い、ニューマチックケーソンの沈設精度の向上を図ること。
- (2) 情報化施工システムにより計測管理を行う項目は、ケーソン傾斜、沈下量、刃口反力、周面摩擦力、作業室気圧、ガス濃度(O₂, H₂S, CH₄)及び函内温度とする。

2 躯体工

2-1 コンクリート工

- (1) 受注者は、コンクリート打設計画及びコンクリートのひび割れ対策についてあらかじめ十分に検討を行い、施工計画書に明示すること。

- (2) ロット割以外に止水性が要求される壁等においてやむを得ず打ち継ぎを行う場合は、止水板を設置すること。
- (3) 施工にあたり仮設開口を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を得ること。
- (4) コンクリートを大量に連続して打設するなどの理由により、やむを得ずレディーミクストコンクリートを複数の製造会社から同時に購入する場合、あらかじめ試験練を行い、複数の製造会社のコンクリートが混合することによる悪影響が無いことを確認すること。特に、異なる混和材を使用している場合は十分に注意すること。
- (6) 受注者は、複数の製造会社から購入したレディーミクストコンクリートを同時に打設する場合、できるだけ異なる製造会社のコンクリートが混ざり合わないよう努めること。
- (7) 目的物引き渡し後に発生した漏水は、「建設工事請負契約書」第43条に定める「瑕疵」であり、契約書の条項で定める期間に発注者の請求があった場合、受注者は補修を行わなければならない。

2-3 鉄筋工

- (1) 受注者は、事前に設計図面（配筋図）と構造計算書を照査し、監督員に報告すること。
- (2) 鉄筋のかぶり厚を確保するための対策をあらかじめ十分に検討し、施工計画書に記載すること。
- (3) 鉄筋のかぶり厚について、型枠組立後、コンクリート打設前に監督員の確認を受けること。

2-4 足場工

本体躯体工のための足場は、ケーソン沈下時に影響を受けない構造とすること。

特記仕様書（契約後V E関係）

1 適 用

本工事は、契約後に工事材料、施工方法等に関する技術提案を求める契約後V E方式の試行工事である。

2 V E提案を求める範囲

- (1) V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により、請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、原則として含めないこととする。
 - ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - ウ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

3 V E提案書の提出

- (1) 請負者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - イ V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - オ その他、V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。
- (3) 請負者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし、適宜変更できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は請負者の負担とする。

4 V E提案の審査

V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、V E提案として採用することを原則として審査を行う。

5 VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により請負者に通知しなければならない。ただし、請負者の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

6 VE提案の活用

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

7 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

8 提出様式

提出様式は、別添のとおりとする。

様式－２

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書のとめる内容と V E 提案の内容の比較	
【現 状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に関わる所見等)